

第五次国有林野施業実施計画書

第四次変更計画 (吉野川森林計画区)

計画期間
自 平成 29 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 3 年 3 月]

四国森林管理局

第五次国有林野施業実施計画（吉野川森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号）第 14 条第 2 項に基づき変更する。

なお、本変更計画は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

- ① 豪雨等による災害復旧等治山計画の見直しのため、保全施設の施工箇所の追加

【変更する項目】

4 治山に関する事項

※本計画書内に関して共通する注釈

1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

4 治山に関する事項

位置 (林班)	区分	工種	計画量
28、32、33、34、37、41、43、50、 51、54、55、56、57、58、59、60、 61、66、74、75、78、91、92、93、 124、150、151	保安林の整備	その他 (森林整備)	240.93ha
[1]、[6~13]、[14、15]、 [28~34]、[35~37]、 [66~69]、[91~93]、[132] [139]、[149]	保全施設	溪間工	10箇所 (33.88ha)
[1]、[6~13]、[26、27]、 [44~47]、[48~52]、 [66~69]、[70、71]、[91~93]、 [126、127]、[132]		山腹工	<u>10箇所</u> <u>(3.10ha)</u>
合 計	保安林の整備	その他	240.93ha
	保全施設	溪間工	10箇所
		山腹工	<u>10箇所</u>
		計	15箇所

注1：林班[]の区分は、事業評価の地区単位。

注2：保全施設の計は、溪間工・山腹工で重複する箇所は1箇所として集計した。

注3：災害復旧等緊急を要する場合には、計画箇所以外においても実行可能。